

船舶事故調査報告書

平成23年2月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成22年8月5日 00時00分ごろ～08時35分ごろの間）
発生場所	不明（北海道上ノ国町 ^{ひかたとまりみさき} 日方泊岬の西方9海里（M）付近から北西方5M付近の間）
事故調査の経過	平成22年8月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八 ^{たかよう} 貴洋丸、4.9トン HK3-109551（漁船登録番号）、個人所有 11.85m（Lr）×3.07m×0.92m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、昭和63年5月23日
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和50年7月25日 免許証交付日 平成18年1月24日 （平成23年4月17日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	不明（本船は発見されていない。）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、いか釣り漁の目的で、平成22年8月4日15時40分ごろ、北海道松前町原口漁港 ^{はらぐち} を出航した。 本船は、帰港予定時刻の翌8月5日05時00分ごろ～06時00分ごろを過ぎても帰港しなかったことから、既に帰港していた僚船が、漁業無線及び携帯電話により本船との連絡を試みたところ、応答がなかったため、僚船7隻により本船の搜索を開始した。 僚船による搜索の結果、07時20分ごろ、日方泊岬の北西方6.5M付近海上において、パラシュート型シーアンカーの一部、魚箱、焼損痕のある板子及び油等が浮遊しているのが発見され、搜索に加わっていた船長の家族により本船のものと確認された。 本船所属漁業協同組合は、搜索船より、本船の浮遊物が発見されたとの連絡を受け、07時25分ごろ、海上保安庁に通報した。 船長は、海上保安庁の巡視船等及び僚船により搜索が行われていたところ、08時35分ごろ、搜索中の僚船により、日方泊岬の北西方5M付近において、救命胴衣を着用してうつ伏せの状態で見えているところを発見され、搬送された病院で死亡が確認された。 船長の死因は溺水と検案され、本船は発見されないまま搜索が打ち切ら

	れた。								
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約4m/s、視程 約2M 海象：海上平穏、水温 約22℃								
その他の事項	<p>8月5日00時00分ごろ、原口漁港の西方7M付近において操業中の僚船が、西方2M付近に、本船のものと思われる集魚灯の明かりを目撃していた。</p> <p>発見された船長は、右の頬及び右肘から右手首にかけて、熱傷が生じていた。</p> <p>船長は、平素から救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、喫煙習慣がなかった。</p> <p>本船は、平成20年に、漁船保険組合の指導により、業者に委託して、電機設備の絶縁抵抗測定を行っていた。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、船長が1人で乗り組み、8月5日00時00分ごろ日方泊岬西方9M付近で操業中と思われる集魚灯の明かりが目撃されたのち、8月5日08時35分ごろ、日方泊岬北西方5M付近において、海上に浮遊している船長が発見されていることから、この間において、本事故が発生したものと考えられる。</p> <p>船長は、熱傷を負っており、また、発見された本船の浮遊物に焼損痕が認められたことから、本船に火災が発生し、その際に船長が落水したか、又は避難のため自ら海に飛び込んだ可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、船長が1人で乗り組み、8月5日00時00分ごろ日方泊岬西方9M付近で操業中と思われる集魚灯の明かりが目撃されたのち、8月5日08時35分ごろ、日方泊岬北西方5M付近において、海上に浮遊している船長が発見されていることから、この間において、本事故が発生したものと考えられる。</p> <p>船長は、熱傷を負っており、また、発見された本船の浮遊物に焼損痕が認められたことから、本船に火災が発生し、その際に船長が落水したか、又は避難のため自ら海に飛び込んだ可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、船長が1人で乗り組み、8月5日00時00分ごろ日方泊岬西方9M付近で操業中と思われる集魚灯の明かりが目撃されたのち、8月5日08時35分ごろ、日方泊岬北西方5M付近において、海上に浮遊している船長が発見されていることから、この間において、本事故が発生したものと考えられる。</p> <p>船長は、熱傷を負っており、また、発見された本船の浮遊物に焼損痕が認められたことから、本船に火災が発生し、その際に船長が落水したか、又は避難のため自ら海に飛び込んだ可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が、日方岬西方沖で操業を行っていた以降の時点において火災を生じ、船長が、落水したか、又は避難のため自ら海に飛び込んだことにより発生した可能性があると考えられる。</p>								